

鈴鹿市告示第 1 9 3 号

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 6 4 号）の公布により、鈴鹿市税条例の一部を改正する条例（令和 8 年鈴鹿市条例第 8 号）の一部を次の表のとおり補完するので、その旨を告示する。

令和 8 年 9 月 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

補 完 後	補 完 前
附 則（令和 8 年 3 月 31 日条例第 8 号） （施行期日） 第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）～（3） 略 （4） 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 1 8 条の 2 の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日	附 則（令和 8 年 3 月 31 日条例第 8 号） （施行期日） 第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）～（3） 略 （4） 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 1 8 条の 2 の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 _____ 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日